

災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、石狩市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行うＬＰガス等の供給の確保を図るため、乙が行う協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時等において、ＬＰガス等の供給の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対して、その供給が円滑、適正に行われるよう要請することができる。

２ 前項の規定に基づき甲が行う要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（協力の範囲）

第４条 甲が乙に供給の確保を要請するＬＰガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- (1) ＬＰガス
- (2) 簡易コンロその他ＬＰガスの供給に必要な物資・器具

（運搬）

第５条 ＬＰガス等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条 この協定に基づく物資の引渡しは、甲の指定する場所において行うものとする。この場合、甲は指定する場所へ職員を派遣し、乙から供給される物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（経費の負担）

第７条 乙がこの協定に基づく協力のために要する経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害時等の直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第８条 前条に規定する経費は、乙がＬＰガス等の供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第９条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡）

第１０条 甲と乙は、災害時等に支障をきたさないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等に

ついて協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 札幌市白石区中央3条3丁目1番40号
社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部

支 部 長 阿 波 嘉 克